

## 西ドイツ・一九五七年年金改革の考察(思想的背景)

森 周 子

### 一 はじめに

本稿は、戦後の西ドイツ(ドイツ連邦共和国)において実施された一九五七年年金改革(以下、五七年改革と略記)において、世代間契約思想に基づく年金財政方式が新たに導入された理由を、当時の主流であった経済政策思想や社会政策思想の内容及び、それらの思想が五七年改革の成立を促した人々や諸改革案に与えた影響などを考察することによって明らかにしようとする試みたものである。

### 二 五七年改革における新年金財政方式の問題点

五七年改革は画期的な改革であった。すなわちこの改革において、年金財政方式が従来の積立方式(期待額充足方

式 (Anwartschaftsdeckungsverfahren) ともいう) から、世代間契約思想を基盤とする修正賦課方式(期間充足方式 (Abschnittsdeckungsverfahren) ともいう) へと移行した。また年金算定方式も、個人の所得水準や拠出に  
応じた年金を支給するという、保険原理を基盤とする方式  
に変更され、それにより従前所得水準保障や、等価原則  
(給付・反対給付均等の原則) を基盤とする動態年金 (dynamische Rente) (生産性年金 (Produktivitätsrente) ともいう) が果たされた。財政方式と算定方式のこのような変化によって、年金の役割は従来の最低生活保障から、  
実質価値で支給される従前所得水準保障へと転換した。

このような世代間扶養原理に基づく財政方式と、保険原理に基づく算定方式との組み合わせは、後に多くの国々に

採用され、現在に至るまで日本を含む多くの国々の年金制度枠組のスタンダードとなっている。しかし、一九七〇年代以降の経済・社会状況の変化の中、多くの先進諸国において年金財政が逼迫し、低成長経済・少子高齢化社会のもとで、世代間扶養に基づいて従前所得保障年金を賄うことの困難性が明らかになっている。ゆえに様々な年金改革案が出されており、その路線は、現行の財政方式と算定方式の枠組は変えずに、その枠内での調整を行う(保険料引上げや受給開始年齢の引上げなど)という方向と、そのような枠組自体を抜本的に変革する方向(積立方式への移行案や、年金民営化案など)とに二分される。

賦課方式に基づく現行の公的年金保険制度の問題点は、払った保険料に見合った年金給付が確保されない、ということである。現役時代に支払った保険料が、同時期の高齢者の年金給付に用いられることから、現役世代が少なく、高齢者が多い少子高齢社会においては、現役世代は自分が高齢者になった時に、これまで支払った保険料に見合った年金給付を受けられなくなる。現行の財政方式の代替案として、積立方式が提唱されるのは、個々人が自分名義で年金を積み立てることによって、拠出に見合った給付の確保

が期待されるからである。

五七年改革当時のドイツでは、オルド自由主義(詳細は後述)という経済政策理論が主流であり、五七年改革の起草者の多くも、この理論の影響を受けていた。オルド自由主義は、自由市場経済秩序を推奨し、ゆえに社会保障に対しても、市場整合性すなわち保険原理(等価原則)に基づく給付を要請した。そしてそのことは新年金算定方式には反映されたが、他方の新年金財政方式には反映されなかった。すなわち新財政方式は、保険原理に基づく積立方式ではなく、世代間契約思想に基づく修正賦課方式へと移行した。払った保険料に見合った年金額が確保されない、という点で、修正賦課方式は、社会的市場経済やオルド自由主義に抵触するような重大な問題点を抱えていたといえよう。公的年金制度が社会保険方式で運営される場合には、算定方式は掛金建て(拠出が予め確定していること。確定拠出年金ともいう)、及び財政方式は積立方式であるのが望ましいと思われる。なぜなら社会保険方式とは、保険原理に基づき、保険技術を用いて予め保険料を設定し、積み立てて、それに見合った受給額を、将来のリスク発生時に受け取ることをさすからである。しかも公的年金制度は主と

して「長生きのリスク(老後の所得稼得能力の低下による貧困など)」に備える制度であり、またリスクの発生を、受給開始年齢の設定という形で予測しやすいことから、このような社会保険方式になじみやすい。五七年改革における、算定方式は給付建て(給付が予め確定していること。確定給付年金ともいう)、財政方式は修正賦課方式、という組み合わせは、年金制度が税方式の場合には適格的であるが、社会保険方式の場合には適していない。<sup>(2)</sup> そもそも賦課方式とは税制に由来し、まず給付が確定し、それに見合った拠出を賦課することを意味する。これは、拠出に見合った給付を保障する、という社会保険の考え方にはなじまない。五七年改革の問題点は、社会保険方式で、算定方式において等価原則に基づく掛金建てが目指されながら、実際には給付建てとなり、なおかつ財政方式においては修正賦課方式が採用されてしまったことである。また、このような公的年金制度の構造の不自然さについて、疑問が抱かれなかったことである。

五七年改革における修正賦課方式への移行は、やむをえなかったとの理解もある。当時においては、動態年金導入に伴う給付費用の増大を賄うために、修正賦課方式導入が

必然とされた。<sup>(3)</sup> 年金資産は当時、戦後のインフレや通貨改革などの理由で枯渇していたので、積立方式の続行は不可能とみなされた。積立方式を続行するためには、保険料の大幅引上げが必要であり、それは政治的には不可能であった。また、従来の年金財政運営においても、常に積立金は不足気味であったことから、積立方式は年金財政として不適切である、との意見が、当時の社会政策論者の中では支配的であり、ゆえに修正賦課方式は時代の要求にも適合的<sup>(4)</sup>とみなされた。<sup>(5)</sup> 世代間契約思想の登場によって、積立方式にこだわる古い思想が打破された、との指摘もある。つまり、年金算定面における保険料・給付関連性の原則という意味での保険原理を実質価値で保障するために必要な追加費用を賄うため、修正賦課方式がやむをえず採用された<sup>(6)</sup>とされ、ここにはまさに「等価原則の擬制」が存在していた。<sup>(7)</sup> だがそれにしても、世代間契約思想によって拠出に見合った給付が保障される、という「等価原則の擬制」に、<sup>(8)</sup> オールド自由主義論者から疑問や反対が生じなかったのは何故だろうか。保険原理強化の観点から、何らかの非常手段を用いても、真の等価原則を確保しうる積立方式を維持しよう、という主張は皆無だったのだろうか。オールド自由主

義者の中には、動態年金や、強制保険という年金保険の形式自体に反対したエアハルトや、資本市場への影響を考慮して、積立金を用意しない賦課方式に反対したレブケ<sup>(8)</sup>などが存在するが、積立方式による真の等価原則の確保、という観点から、修正賦課方式や世代間契約思想に異を唱えた論者は見当たらない。むしろ当時、修正賦課方式は積極的に導入されたふしがある。一九五〇年代前半に起草され、五七年改革成立の要因となった諸改革案には、賦課方式や、その基盤となる世代間契約思想への肯定的な評価が見られる。

新算定方式は、給付建てという不完全な形ではあるが、一応、保険原理を基盤としていた。問題は、世代間契約思想という扶養原理を基盤とした新財政方式である。なぜこのような財政方式が当時、容認されたのだろうか。このことについて本格的に考察する前に、まず五七年改革における新年金算定方式と新年金財政方式の概要を見てみよう。

### 三 新年金算定方式と新年金財政方式

#### 三―一 新年金算定方式

五七年改革以前は、年金額は、被保険者年金部分(定額

部分+報酬比例部分)と加給年金部分の合計によって算出された。定額部分とは、賃金・保険料とは無関係に計算される部分であり、低所得層への最低保障としての機能を持っていた。報酬比例部分とは、払い込んだ保険料に応じて計算される部分である。また加給年金部分とは、配偶者、未成年の子供などの扶養家族がいる場合の支給部分である。この算定式で算定される年金額は、所得比例ではあったが、物価スライド制ではなかったため、一九五〇年代の高度成長期に入ると、現役世代の所得の上昇と、それに伴う物価水準の上昇の中で、名目ベースでの年金水準は実質ベースで見ると生活を維持できないほど低水準となっていた。

新年金算定式においては、このような問題を克服するため、年金額(R)が、P(個人的年金算定基礎の百分率)、B(一般算定基礎)、J(算入可能な被保険年数)、St(算入可能な被保険年一年当りの通増率)という四つの算定要素を掛け合わせて求められることになった。

Pは、当該被保険者の保険料納付期間中の各年の総労働報酬(税込賃金)を、各年の全被保険者の平均総労働報酬で割った値(%)の平均であり、これにより、全被保険者の水準と比較した当該被保険者の賃金水準が年金額に反映

される。つまり各人の生産性に見合った年金額が支給されることから、五七年改革で生まれた新年金は、生産性年金とも呼ばれた。これは、「労働の能率と生産性への刺激、生活保障のための各個人の競争原理、などを指導原理とする社会的市場経済の労働力政策の反映」<sup>(10)</sup>とも評価される。

Bは、年金受給開始年の前々年から数えた過去三ヶ年(例えば一九五八年が受給開始年とすれば、一九五四、五五、五六年)の被保険者全員の総労働報酬(＝平均賃金年額)の平均値である。これにより年金が、多少のタイムラグを伴いつつも、その時々<sup>(11)</sup>の現役世代の賃金水準に依拠し、その上昇率にスライドして引き上げられることになった。このような年金を、動態年金と呼ぶ。これによって、実質価値で従前所得の六〇七割の年金額が保障され、年金受給者の購買力や生活水準が保障されることになった。Bの引上げは新規裁定年金には自動的に適用されるが、既裁定年金については、賃金や生産性及びその他の経済要因の推移や、年金保険の財政状態などを総合的に考慮してスライド率<sup>(12)</sup>が調整されることになった。

Jには、やむを得ない事情で保険料を支払えなかった期間(代替期間や脱落期間や加算期間)<sup>(13)</sup>も算入される。また

Stは、老齢年金の場合は一・五%とされた。

新算定方式の特徴は、保険原理の強化、すなわち拠出も給付も所得比例<sup>(14)</sup>で、両者間に等価原則を想定していることだといわれるが、上記の算定要素を見れば、この原則は完全には果たされなかったことが分かる。保険料率や保険料額が算定要素に組み込まれていないからである。当時、カトリック企業経営者連盟事務局長であり、ボン大学経済社会学部の私講師でもあったシュライバー(Wilfrid Schreiber)が一九五五年に発表し、五七年改革の改革案の骨格となった社会全体改革案(通称シュライバー・プラン)では、算定式に過去の保険料率が組み入れられるなど、算定方式において、厳密な保険料・給付等価原則、つまり掛金建てが提唱されていた。だがそれでは、古くからの加入者が不利になる(保険料は長期的に増加傾向を辿っていたの)との批判から、シュライバー・プランの影響を受けて作成され、後に五七年改革に結実した政府の年金改革案では、掛金建ては却下され、給付水準をまず決定して拠出率をその変数とするような給付建てが採用されたのであった。五七年改革における等価原則とは、ゆえに、拠出と給付の決定が、どちらも同じく当該被保険者の所得水準を基準に

してなされる、という意味での「等価」に留まっている。

### 三二 新年金財政方式

新しい年金財政方式である修正賦課方式の別名は、期間充足方式である。<sup>(15)</sup>一〇年を単位期間とし、その期間中の保険料収入と準備金(積立金)の利子と国庫補助金とで、期間中支出される年金その他の必要経費を賄い、かつ最終年度(一二ヶ月分)の支出相当額が期末に積立金として残るように保険料が算定される。そして二年ごとに、今後三〇年間の見通しを作成する、という条件が付随していた。<sup>(16)</sup>この方式は、一〇年の単位期間内に年金受給者の受け取る年金額は、その時期の現役世代が賄い、その現役世代が老齢世代になった時に受取る年金も、同様に後代世代によって賄われるとの世代間契約思想を基盤にしている。

### 四 三つの思想と社会全体改革案

ここでは、五七年改革の成立を促した主要な社会全体改革案の起草者たちが属したり影響を受けたりした三つの思想的潮流、すなわちオールド自由主義(社会的市場経済)、Gesellschaftspolitik論、カトリック社会政策論の内容を

考察する。それによって、新財政方式がどのような思想的裏付けを得て、当時において容認されたのかが明らかになると期待されるからである。ちなみに社会全体改革とは、社会保障制度全体の改革のことであり、西ドイツにおいては一九五二年以降、論議が活発化した。社会全体改革は、五五年秋に断念され、以降は年金改革一本に収斂した、という経緯があり、しかも主要な社会全体改革案(マッケンロート講演、ローテンフェルス建議、シュライパー・プラン)が、五七年改革の内容の方向性を定めたといっても過言ではないことから、それらの内容についても適宜触れる。

#### 四一 オールド自由主義 (Ordo-liberalismus) (社会的市場経済 (Soziale Marktwirtschaft))

オールド自由主義とは、ハイエク、ミーゼス、リューストウらの自由主義思想の流れを受け継ぎ、戦後、オイケン、レプケ、エアハルトらによって開花した経済政策理論である。オールド自由主義者は、自らの方向性を、自由放任経済体制でもなく、中央統制経済体制でもない「第三の道」と呼ぶ。そして、オールド(秩序)という名の通り、市場における自由な経済秩序(競争秩序と呼ばれる。完全競争が表現され

る自由市場経済のこと)の形成・維持を志向し、そのためには、自由放任では不十分であり、国家の強い役割が必要であるとす。国家の役割は、そのような競争秩序が機能しうるための諸条件を整備する、秩序政策(通貨の安定、自由価格、独占禁止、労働者保護など)に限定され、個々の経済活動に介入する政策(経過政策)は原則として禁じられる。

また、社会的市場経済とは、戦後西ドイツ経済政策の基本原則として、一九四九年に西ドイツの初代経済次官ミュラー＝アルマックによって作られ、今日まで受け継がれている思想である。これは、「<sup>(18)</sup>オールド自由主義理論を、西ドイツの戦後復興及びその後の経済成長の基本政策に適用した、広範な経済政策の体系であると同時に、この政策によって実現された経済秩序そのものをも意味<sup>(18)</sup>」する。

オールド自由主義の社会政策理解には、二つのタイプが存在する。ひとつはオイケンに代表されるタイプであり、競争秩序さえ十分に機能していれば、あらゆる社会問題は解消される、とする。ゆえに、社会政策に対して消極的であり、適切な経済政策によって自由で健全な社会秩序さえ果たされれば、大量失業、供給不足、生活不安などの弊害は

防止される、と考<sup>(19)</sup>える。

もうひとつは、レブケやミュラー＝アルマックのような、社会学的新自由主義と呼ばれるタイプである。彼らは、ナチス時代への強烈的批判から、国民のマス(大衆)化やプロレタリア化を、全体主義につながるものとして危惧し、国家に隷属しない、自立した国民の形成を志向した。そのために、財産形成政策や、空間整備政策(地方都市を整備し、中央と地方の生活空間の差異をなくす)などを打ち出し、社会の自然秩序に基づく総合社会政策(Gesellschaftspolitik)の必要性を唱<sup>(20)</sup>えた。そして、市場整合性を持つ範囲内でのみ、社会政策を許容した。<sup>(21)</sup>

オールド自由主義は、シュライバー・プランに影響を与えた。このプランで提唱された新年金算定方式が、過去の保険料率を算定要素として組み入れるなど、給付・反対給付均等原則に近い、厳密な拠出金比例方式に基づいていたこと<sup>(22)</sup>が、その現れである。

四―一 カトリック(キリスト教)社会政策論(Katholische (Christliche) Soziallehre)

ドイツでは有力な学派であり、代表的論者として、ネル

「プロイニングやヘフナーなどが挙げられる。

この思想の主張の基本線は、個々人の人間性の尊厳の尊重及び、連帯性原理と補完性原理(自治助成原則)、自由な競争・中間組織による自助・国家の支援という三元の秩序に基づく社会経済秩序、などである。中でも重要なのは連帯性原理と補完性原理であり、これらは互いに補完的であり、片方が欠ければ不完全となるような、対で用いられるべき原理とされる。<sup>(25)</sup> 連帯性原理とは、「人間の人格性と社会性に同時に付帯し、相互間の結合と義務を意味している」<sup>(26)</sup>。そしてまた、「この原理は一方では存在的、相互的な個人と社会の結合(連帯関与)にもとづき、他方では(中略)道徳的責任(連帯責任)を意味している。したがってこの原理は存在論的であると同時に倫理的でもある」<sup>(27)</sup>。この原理の基本命題は、「全員が一切の個々人のために、一切の個々人が全員のために」<sup>(28)</sup>であり、このような連帯性原理から直接、補完性原理が導かれる。<sup>(29)</sup> 補完性原理とは、社会的構成体が個々の成員に対して行なう補完的な活動を指す。その活動は負担の肩代わりであってはならず、あくまで補完的な援助に留まる。ゆえに補完性原理は、「上位の共同体は、下位の構造や成員に対して、それらが本来なし

えないことを行うことで援助を与えるべきである」という積極的側面と、「上位の共同体は、下位の構造や成員が、独自の主導権と力によって遂行できることを引き受けるべきではない」という消極的側面を持つとされる。<sup>(30)</sup>

この思想は、一九五五年に首相の肝いりで発表された社会全体改革案「ローテンフェルス建議」に影響を与えた。四人の起草者のうち二人がカトリック社会政策論に属していたことから、この建議においては、社会保障の基本原則として、連帯性・補完性原理が据えられ、また国家の役割が、個人や小規模社会手段の自助の促進と、その援助である、と定められた。

四—三 Gesellschaftspolitik 論(総合社会政策論、ある

いは社会政策の現代理論)

この思想は既述のように、オールド自由主義に属するレプケやミュラー・アルマックによっても提唱されていたが、社会政策論の分野では一九五〇年代に登場した。「憐れな」労働者階級の救済を目標とする、非常に階級政策的であった従来のドイツ社会政策(伝統理論)を時代遅れとみなし、社会政策の対象を新たに「全階級・階層における家族」に



設定し直そうとする、社会政策の新理論であった。代表的論者は、主要な社会全体改革案の起草者であるマッケンロート、アヒンガー、シュライバー、モリトア、ベッティヤーなどである。

新理論の主張の基本点は、①全社会階層への政策対象の拡大と家計の安定化の重視(労働者の所得が他の社会階級を凌駕している状況に鑑みて)、②社会政策と経済社会構造との不可分な機能的連関の認識(従来の社会政策には欠如していた。今日の社会政策は経済循環や社会構造全体の変動と密接に同調しあうので、相互間の調整が急務となる。ゆえに、社会保障の諸政策手段は、全て社会的給付として統一的な社会予算の中で統轄され、国民経済の消費率・投資率・移転所得額・社会的総生産などと関連を問われるべきとされる)、③家族のような基底的社会集団の生活保障の活力の回復、及び自助の新時代(neue Ara der Selbsthilfe)の招来の強調(この意味で社会政策の主体は、国家だけでなく、下からの自助・共済機能を営むべき下部・中間集団にも広く分散化される)<sup>(32)</sup>である。

#### 四一四 三思想の関連性と共通点

オールド自由主義とカトリック社会政策論は、共にGesellschaftspolitikの内容の実現を志向しているといえる。例えばシュラーハルマックは、Gesellschaftspolitikを社会的市場経済の第二段階として捉えており、またレプケも、マスカ・プロレタリア化を防止するために、空間整備政策や環境への配慮などの、自然的な生活空間の尊重や、財産形成策や、中間階層化の促進などをGesellschaftspolitikとして要請していた。<sup>(34)</sup>そもそもオールド自由主義や社会的市場経済といった経済政策理論が、社会政策や社会保障の分野に用いられるようになったのは、経済社会構造と社会政策の機能的連関を説くGesellschaftspolitik論によってである、との解釈も成り立つだろう。

また、カトリック社会政策論者も、例えばクラウスは、全共同体とその構成員に対して共同福祉機能を最大限に果たす能力を持つ社会秩序を創ろうとするようなGesellschaftspolitikとして、キリスト教社会理論は、工業化社会の『社会問題』成立以来の単なる社会政策とは區別される『社会改良』を主張する、と述べていた。<sup>(35)</sup>またシュ

ライバーも、Gesellschaftspolitikの目標である共同福祉(Gemeinwohl)は、人間の心情問題(宗教、倫理)、人間の社会的行動様式の経験的知識(社会学)、財に関する人間の行動様式(国民経済学)、権力組織に関する人間の行動様式(政治学)などの諸領域を包含する、と述べており、カトリック社会政策論に連なるような宗教・倫理的要素を Gesellschaftspolitikの目標実現のための手段として意識していたことが分かる。

オールド自由主義とカトリック社会政策論も、その類似性は様々に指摘されている。例えば西思想を比較検討したシュピーカーは、「経済における自由と個人的創意、(中略)社会国家的なサービス体系の必要性和限界(中略)、これらにかんして社会回勅(筆者注IIその時々々の重大問題に関してローマ教皇から出される回勅のこと)<sup>(37)</sup>の言明するところは、社会的市場経済にきわめて近い経済秩序に導いていく。他方、社会的市場経済の構想は、カトリック社会論のそれになったく至近の社会哲学的・人間学的な一連の諸前提から出発している」と述べた。<sup>(38)</sup>また、現にカトリック社会政策論の主要原理である補完性原理は、リューストウやミュラー・アルマックやオイケンなどのオールド自由主義

者にも受容されていた。<sup>(39)</sup>

三思想の共通点は、「自助(Selbsthilfe)の重視」に求められる。Gesellschaftspolitik論における、財産形成政策及び自律的な中間層の創出の促進や、オールド自由主義における保険原理や等価原則の尊重などは、その表れである。そしてカトリック社会政策論においても自助は重視されるが、その自助が連帯性・補完性原理に基づく集団の援助によって補完されうることを強調する点が特徴的である。つまり、ある問題が生じたさいには、まず個々人の自助による解決が試みられるが、その問題が個々人で解決困難である場合には、次に人々が連帯し、自助組織を形成して解決を試みる。<sup>(40)</sup>そしてそれでも解決されない場合に初めて、上位の団体は援助を行う倫理的権利と義務を持つに至る、とされる。<sup>(41)</sup>社会による個々人への援助は、彼らが自力ではなしえないことに限定される、とする補完性原理は、個々人の自由な生活を助け、その自発的な生活形成のためだけにだけ広範な余地を保障する、という義務を国家に課すが、国家による援助は、あくまで各人の自立性を回復、維持、高揚するような、自助のための共同体の援助(Gemeinschaftshilfe zur Selbsthilfe)という原則のもとで行われ

ねばならない、とされる。<sup>(42)</sup>

つまりカトリック社会政策論においては、個々人の自助が連帯性・補完性原理によって補完される、という側面が重視される。そして実際に当時は、オルド自由主義的な個々人の自助の補完としての連帯性・補完性原則という認識は、広くなされていたようである。例えばシュライバー・プランでは、「社会保険の連帯団体は、その範囲が不変、あるいは予測可能な変化しかないことが自明であるから、積立金を保持する必要がなく、また動態的な年金算定式に基づく計算が可能である。しかし自助という特徴は認められつつける。このような自助という特徴を明確にするために、私は法定年金保険の財源を保険料のみから賄うことを提案する」と述べられた。<sup>(43)</sup>つまり、被保険者と年金受給者からなる「社会保険の連帯団体」の特徴として、自助が存在するとされる。また、Gesellschaftspolitik論者のクヴァンテも当時の論文で、保険や社会保険においては自助が前提とされるが、しかし社会保険における自助は、社会的つまり社会と結びついた自助であり、連帯性原理を持ちつつも、給付と拠出の関係という点では、自助原則を想定している、と述べていた。<sup>(44)</sup>

## 五 結論

以上から分かるように、個々人の自助は当時、オルド自由主義においては、保険原理や、拠出・給付均等原則の促進によって尊重されたが、カトリック社会政策論においては、連帯性・補完性原理に基づく集団内や集団間の援助によって補完されるとみなされた。そして、このような認識は、五七年改革のありようにも影響を与えたといえる。

シュライバーは年金算定方式においては、厳密な拠出金比例方式を提唱した。また国庫補助金を扶養原理の権化とみなして、積極的にこれを排除しようとするなど、<sup>(45)</sup>オルド自由主義的な自助概念に基づく制度を提唱し、年金保険における保険原理の貫徹や、扶養原理を極力除去することを志向した。そして年金財政方式においては、カトリック社会政策論的な、世代間契約思想に基づく賦課方式を提唱した。ここから、彼が世代間契約思想を、扶養原理として捉えず、むしろ国家に極力依存せずに、国民の連帯性原理によって自助を補完する思想として捉えたであろうことが窺える(このような解釈は連帯性原理と自助概念の「酷使」であり、それらの本来の意味内容を変容させた、と捉

える興味深い指摘も当時見られた<sup>(46)</sup>。

ここから、新年金財政方式が当時において容認された理由が説明できよう。すなわち、新年金算定方式では、(給付建てという不徹底な形ではあるものの) オルド自由主義的な自助概念に基づく従前所得水準保障年金が実現し、新財政方式においては、そのような自助を補完するものとして、カトリック社会政策論的な、世代間契約思想に基づく修正賦課方式が実現した。つまり、当時における新算定方式と新財政方式との組み合わせは、カトリック社会政策論の影響から、世代間契約思想が、扶養原理の権化としてではなく、新算定方式に体现される自助や保険原理を補完する思想として、つまり自助や保険原理に連なるものとして解釈されたことで、容認された、と結論づけられる。

現在であれば、世代間契約思想をこのように自助や保険原理に連なると解釈する発想自体が困難であろう。しかし当時においてはこのような解釈は支持され易かった。その理由として、ナチス時代への痛烈な批判が挙げられる。ナチスの負の記憶が未だ生々しい中、全体主義に反対し、国家依存を極力拒否するという姿勢から、世代間契約思想は、国民の間で自助を補完し促進する手段として支持を得たの

だと思われる。また世代間契約思想自体も、当時における将来の人口動態の推移に対する楽観から、支持され易かった。世代間契約思想は国民存在の永続性を基盤にする、と考えていた<sup>(47)</sup> シュライバーは、一九六五—八〇年における老齢人口対象得人口の比率の悪化を予想し、それへの対策をいくつか提案していたが、五七年改革にそれらの提案は採用されなかった。このことは、人口に関する政策への当時のドイツ国民の嫌悪感もさることながら、当時において将来人口動態予測への楽観論が大勢を占めていたことを窺わせる<sup>(48)</sup>。また、当時は高度成長期であり、将来にわたる持続的な経済成長が見込まれていたことから、人口構造悪化の予想はなされても、豊かな保険料収入や国庫補助金からの補填の可能性などによって財政逼迫は免れる、との楽観も存在していたのだろう。

以上では、五七年改革について、その成立を促した思想的背景に焦点をあてて考察した。本稿で扱えなかった、五七年改革の成立過程の詳細(純賦課方式ではなく修正賦課方式が採用された背景や、年金算定方式が掛金建てではなく、給付建てになった背景など)や、当時の政治的・経済的事情が五七年改革の内容に及ぼした影響などについては、

別稿で検討したい。

- (1) その場合に、低所得者層など、自力で十分な拠出を行えない者に対しては、国家が何らかの措置(免除措置や減免措置など)を行うのであり、ここに「社会」保険たるものえんがある。
- (2) 藤田伍一「年金制度の「ねじれ」考現学」(五)『週間社会保障』No.2091(二〇〇〇年六月一日)、四七頁、参照
- (3) 加藤栄一「ドイツ社会保険福祉国家の同様」『ドイツ研究』二五、一九九八年
- (4) Hockerts, Hans Günter: Konrad Adenauer und die Rentenreform von 1957, in: Reppen, Konrad (Hrsg.): *Die dynamische Rente in der Ära Adenauer und heute*, Rhondorf 1978, S.20
- (5) 加藤 前掲論文、七一八頁
- (6) Reppen (Hrsg.): ebenda, S.81 にあちち Herder = Dornreich の発言を参照。
- (7) 加藤 前掲論文、七十頁
- (8) Hentschel, Volker: *Geschichte der Sozialpolitik 1880-1990*, Frankfurt a. M. 1983, S. 164 但し足立正樹「現代ドイツの社会保障」法律文化社、一九九五年、一七八頁、参照
- (9) Röpke, Wilhelm von: *Jenseits von Angebot und Nachfrage*, 3. *Veränderte Aufl.* Erlenbach, Zürich, Stuttgart 1961, S.259f.
- (10) 大陽寺順一「西ドイツ―新自由主義下の社会保障改革」『講座社会保障―日本経済と社会保障』至誠堂、一九六〇年、二七〇頁
- (11) 下和田、前掲書、九九頁、参照。
- (12) 代替期間とは軍務期間、戦争捕虜期間などで保険料を払って入らない期間、加算期間とは六〇歳以前に就業不能・稼得不能となった場合の、保険事故発生暦月から満六〇歳到達暦月までの期間、脱落期間とは疾病や災害に基づく労働不能の期間を指す。
- (13) Hockerts, Hans Günter: Die Rentenreform 1957, in: Ruland, Franz (Hrsg.): *Handbuch der gesetzlichen Renterversicherung*, Neuwied und F.a.M. 1990, S.98. Manow, Philip: *Individuelle Zeit, institutionelle Zeit, soziale Zeit. Das Vertrauen in die Sicherheit der Rente*

und die Debatte um Kapitaldeckung und Umlage in

Deutschland, in *Zeitschrift für Soziologie*, Jg.27, Heft

3, Juni 1998, S.206; 下和田功『ドイツ年金保険論』千倉書

房、一九九五年、九七—八頁、加藤、前掲論文、六頁

(14) 戸原四郎「西ドイツにおける社会保障整備の一齣」

『社会科学研究』第三卷第五号、七七一—八頁、参照

(15) 期間充足方式の解釈については、大きく三つの見解が

存在する(①期間充足方式を素朴に賦課方式であるとみな

す見解、②賦課方式の一種つまり修正賦課方式とし、完全

な賦課方式とは区別する見解(この見方が多数派)、③期

間充足方式を修正積立方式とみなす見解)。本稿では、期

間充足方式を、単年度収支ではなく、一〇年を単位期間と

する点で修正賦課方式であり、純賦課方式ではないとみな

す。だが、現役世代の支出によって老齢世代への給付を賄

う、世代間契約思想を基盤とし、積立方式からの訣別が意

図された点で、賦課方式の先駆的形態とみなす。

(16) 新労働者年金保険法(ARVING) §1383及び、新職員

年金法(ANVING) §30' 参照

(17) Eucken, Walter *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*,

1960, S.189' 足立、前掲書、七三頁、Ralf Zeppernick:

Zur Rolle des Staates in der Sozialen Marktwirtschaft,

Tübingen 1987, S.12f.

(18) 出水宏「戦後ドイツ経済史」東洋経済新報社、一九

七八年、二五一頁

(19) 足立、前掲書、七六頁、参照。

(20) ヴィルヘルム・レプケ、喜多村浩訳『ヒューマニズム

の経済学』一九五四年、六三頁・足立、前掲書、七七一—

頁、参照

(21) Zeppernick ebenda, S.13

(22) 保坂哲哉「一九五七年ドイツ年金改革の意義」社会保

障研究所編『現代の福祉政策』東京大学出版会、一九八四

年、一一九頁

(23) 大陽寺順一「西ドイツ社会政策論の岐路」一九六八年、

大陽寺順一『社会政策論の歴史と現在』千倉書房、一九九

七年、二二四—五頁、参照。

(24) 野尻武敏「社会的市場経済…その理念と現実」『大阪

学院大学経済論集』第9巻第3号、一九九五年、一三〇—

一頁、参照

(25) Schlotter, Hans-Günter Grenzen des Sozialstaates

als normatives Problem, in: Hohmann, Schönwitz, We-

- ber, Wünsche (Hrsg.): *Grundtexte zur sozialen Marktwirtschaftlichen Band 2, Das Soziale in der sozialen Marktwirtschaft*, Stuttgart, New York 1988, S.367
- (26) ヨーゼフ・ハフナー(坂本康実訳)『社会・経済倫理』同文館、一九六七年、二八頁
- (27) ハフナー、同上、二八―九頁
- (28) Nell-Brenning, Otto von: Solidarität und Subsidiarität im Raume von Sozialpolitik und Sozialreform, in: Böttcher (Hrsg.): *a.a.O.*, 1957、但し足立、前掲書、五四―八頁、参照
- (29) 足立、前掲書、五六頁
- (30) Beckel, A.: Subsidiaritätsprinzip, in: Katholisches Soziallexicon, Innsbruck, Wien, München 1964, S.1206  
但し足立、同上、五七頁、参照
- (31) 一九五七年に出版された Böttcher, Erik (Hrsg.): *Sozialpolitik und Sozialreform* という論文集には、この理論に属する論者の主張が網羅されている。
- (32) 大陽寺順一「総合社会政策論の再構成への一試論」西村・木村編『総合社会政策と労働福祉』啓文社、一九八三年、六一―四頁、参照
- (33) Muller-Armack, Alfred: *Die zweite Phase der sozialen Marktwirtschaft*, Köln 1960、但し美崎、前掲論文、七五頁より引用
- (34) 足立、前掲書、七九―一〇頁、参照
- (35) Klaus, O.: *Grundfragen der Gesellschaftspolitik*, Berlin 1964, S.210-211、但し美崎、前掲論文、七六―七頁より引用
- (36) Schreiber: *a.a.O.*, 1966, S.303ff. 但し美崎、前掲論文、七八頁、参照
- (37) 野尻、前掲論文、一三〇頁
- (38) Spieker, M.: Katholische Soziallehre und soziale Marktwirtschaft, in: ORDO, Bd. 45, 1994, S.184、但し野尻、前掲論文、一三三―一三頁より引用
- (39) 福田、前掲論文、一頁、Eucken, Walter: *Grundsätze der Wirtschaftspolitik, 4. Unveränderte Aufl.*, Tübingen u. Zürich 1967, S.348、但し足立、前掲書、一九九五―六〇頁、参照
- (40) 野尻、前掲論文、一三二頁
- (41) Eisholz, Konrad: Die Sozialreform im staatspolitischen Zusammenhang, in: *Sozialer Fortschritt*, Jg.4,

1956, S.250 但し足立、前掲書、六一頁、参照

(42) Nell-Brenning, Oswald, von: Erwägungen zum Subsidiaritätsprinzip, in: *Wirtschaft und Gesellschaft heute*, Bd.1, Freiburg in Br.1956, S.71 但し足立、前掲書、六三頁、参照

(43) Schreiber: a.O., 1957, S.109. しかし実際に可決された年金改革法案においては、老齢年金以外の年金収支について、国庫補助金が給付されることとなった (ArVNG § 1389 (1) 〚 ArVNG § 116 (1) 〓。

(44) Quante, Peter: Grundsätze der Versorgung, Versicherung und Fürsorge, in: Böttcher: a.O., S.233

(45) siehe Schreiber: a.O., S.87

(46) siehe Liefmann-Keil, Elizabeth: Rentenpolitik und Lohnpolitik, in: Böttcher: a.O., S.327

(47) siehe Schreiber: ebenda, S.83

(48) Schreiber: ebenda, S.90; Schreiber, Wilfrid: *Existenzsicherheit in der industriellen Gesellschaft, Vorschläge*

*zur Sozialreform*, Köln 1956, S.32-6

(49) 当時においては、人口に関する政策は、ナチス時代における国民主義の人種立法や人口政策を想起させる、このことでタブー視されていた。シュライバーも、人口政策について語れば、反動主義者か反啓蒙主義者とみなされて公然と非難される、と記している (siehe Schreiber: a.O., S.32)。

(50) 実際に、五七年改革当時において、人口動態の将来予測の統計は、連邦統計局の統計白書 (Statistisches Jahrbuch) においても出されておらず、せいぜい「ローテンフェルス建議」に、一九七五年までの大まかな予測が出されているだけであった。連邦統計白書に将来人口動態予測が初めて登場したのは、漸く一九六六年のことであった。

二〇〇一年十二月一日受稿  
二〇〇二年三月四日フェリーの審査  
をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)